



「デジタルアーキテクチャ・デザインセンターに
おけるコミュニティ形成・拡大に向けたコミュニティ支援
サービス契約」に係る事前確認公募

公 募 要 領

2021 年 1 月 19 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構では、「デジタルアーキテクチャ・デザインセンターにおけるコミュニティ形成・拡大に向けたコミュニティ支援サービス契約」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. サービス契約の概要

(1) 名称

「デジタルアーキテクチャ・デザインセンターにおけるコミュニティ形成・拡大に向けたコミュニティ支援サービス契約」

(2) 契約期間

契約締結日より3か月間

(3) 概要

デジタルアーキテクチャ・デザインセンターでは、将来の社会システムや産業構造のアーキテクチャの設計を行っている。アーキテクチャ設計は、産学官の多種多様なステークホルダーと密に連携しながら進めていく必要があり、成果を出すためにはコミュニティの形成・拡大が必須である。よって、企業、大学、省庁更にはベンチャー企業など、さまざまなステークホルダーとの関係構築の支援、そのような多種多様なステークホルダーとの知見の共有や頻繁な打ち合わせなどの交流を実施する場、さらには一般に向けた情報発信等のコミュニティ形成・拡大を支援するサービスを活用することを目的とする。サービスの具体的な内容については、別紙「サービス契約仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件
本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (9) 業務執行体制及びスキルに関する要件
別紙「サービス契約仕様書」参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

社会基盤センター アーキテクチャ設計部 担当：安藤、櫻井

E-mail：ikc-ad-kobo@ipa.go.jp（問い合わせはメールのみ受付）

住所：〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. サービス契約の概要」及び別紙「サービス契約仕様書」に記載のサービス業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前にE-mailにて上記

(1) 担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2021年2月1日(月) 17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）持参の場合は、事前に(1)のメールアドレスに連絡すること。

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. サービス契約の概要」及び別紙「サービス契約仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。

注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応れ若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応れ若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構〇Ｂ）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 一者応れ又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構〇Ｂに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

（５）実施時期

平成 23 年 7 月 1 日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成 23 年 7 月 1 日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応れ若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「デジタルアーキテクチャ・デザインセンターにおけるコミュニティ形成・拡大に向けたコミュニティ支援サービス契約」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会 社 名					
代 表 者 氏 名		URL			
本 社 住 所	〒				
設 立 年 月	西暦	年	月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円		資 本 系 列		
従 業 員 数	人		加 盟 協 会		
会社の沿革：					
主要役員（非常勤は役職の 前に○印を記す）	氏 名	年令	役職名	担当部門	学 歴 ・ 略 歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主 要 株 主	株 主 名		持株数	構成比（％）	貴社との関係
				％	
				％	
				％	
				％	
				％	
				％	
関 連 企 業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 千				
	所属・氏名	TEL :			
		FAX :			
		E-mail :			
業 績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /	
	項目				
	売上高	百万円	百万円	百万円	
	営業利益	百万円	百万円	百万円	
	経常利益	百万円	百万円	百万円	
	資本勘定	百万円	百万円	百万円	
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円	
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円	
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円	
主 要 取 引 先 と そ の 売 上 高	主要取引先		直近決算時点における売上高		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無		有・無

サービス契約仕様書

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)で利用を希望する「デジタルアーキテクチャ・デザインセンターにおけるコミュニティ形成・拡大に向けたコミュニティ支援サービス契約」の仕様について次に示す。

1. 契約期間及びサービス対応期間

(1) 契約期間

契約締結日より3か月間

(2) サービス対応時間

土曜、日曜、国の定める祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後8時30分

2. 対象とするサービスの概要

(1) コミュニティ形成・拡大のため人材ネットワーキング機能の提供

デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(以下「DADC」という。)に対しアーキテクチャ設計業務に関連する人や組織の紹介を行うこと。

(2) コミュニティイベントの開催及び設備の提供

週1回以上、コミュニティを拡大するオンライン/オフラインのイベントを開催しており、当該イベントに参加可能なこと。また、DADC自らがコミュニティを拡大するオンライン/オフラインのイベントを随時開催できる場を提供するほか、当該イベントについて受託者は幅広く広報を行い、イベント参加者増の支援を行うこと。

(3) オンラインセミナーや動画の配信ができる環境の提供

オンラインセミナーや動画を配信できるネットワーク環境およびツールが利用できること。

(4) オフィススペースの提供

契約期間中、利用可能なオフィススペースが提供されること。当該スペースは個室とし、机、椅子、ネットワーク等を備え、自由に利用できる他、部外者が入退室できないよう鍵を備えていること。

(5) 会議室・イベントスペースの提供

10～20名収容の会議室が少なくとも2つあり、加えて80名程度収容のセミナールーム、100～200名収容のイベントスペースが使えること。

(6) 利便性の高い立地

提供されるオフィス、会議室、イベントスペースが同一建物内にあり、かつその建物が山手線内もしくは沿線に位置し、公共交通機関の最寄り駅から徒歩5分以内にあること。

3. 業務執行体制に関する要件

コミュニティ支援サービスの提供にあたっては、次の業務執行体制を整えること。

(1) 契約期間中、サービス提供時間帯にベンチャーキャピタル、スタートアップ支援、コンサルティング業務の専門知識と経験を有する担当者が常駐していること

(2) IPAに対し、少なくとも1名の3. (1) の専門知識と経験を有する担当者を任命すること

4. 業務スキルに関する要件

本サービス提供にあたっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

(1) 法人としての実績

① イベント開催の実績があること

② オンラインセミナー配信の実績があること

③ Web やソーシャルメディア(Facebook、Twitter など)を通じたイベント告知の実績があること

④ 大手企業、中小企業、ベンチャー企業、官公庁、市区町村などの公的機関、独立行政法人等団体、大

学が利用していること

(2) 担当者のスキル

本サービス提供の担当者は、次のスキルを有すること。

- ① スタートアップ支援、コンサルティング業務等の専門知識と経験を有し、大手企業、中小企業、ベンチャー企業、官公庁や地方自治体などの公的機関、大学や研究機関などの多様なステークホルダーと円滑なコミュニケーションを行い、DADC の取組みに必要なニーズを的確に把握できること
- ② オンラインセミナーや動画配信時に機材の設営、撮影、配信ツールの使用ならびに配信トラブル対応ができること

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上